官告

官告事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号に規定する訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により次のとおり公示する。

平成28年10月４日　総務大臣　山本　早苗

1　訓練の実施期日及び時間　平成29年１月17日（火）から同月19日（木）までの３日間、午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185―8795　東京都国分寺市泉町２―11―16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

⑴　受付期間　平成28年10月27日（木）から同年11月25日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成28年11月25日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

⑵　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、無線従事者の免許を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060―8795 北海道札幌市北区北８条西２―１―１　札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980―8795 宮城県仙台市青葉区本町３―２―23　仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102―8795 東京都千代田区九段南１―２―１　九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380―8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920―8795 石川県金沢市広坂２―２―60　金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461―8795 愛知県名古屋市東区白壁１―15―１　名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540―8795 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730―8795 広島県広島市中区東白島町19―36
四国総合通信局	〒790―8795 愛媛県松山市宮田町８―５　日本郵政グループ松山ビル６Ｆ
九州総合通信局	〒860―8795 熊本県熊本市西区春日２―10―１　熊本地方合同庁舎
沖縄総合通信事務所	〒900―8795 沖縄県那覇市旭町１―９　カフーナ旭橋Ｂ―１街区５Ｆ

5　その他

⑴　訓練を受ける者が多い場合は、上記以外の期日にも行うことがある。

⑵　証明書の郵送を希望するときは、申請書を提出する際に、所要の郵便切手を貼付した返信用封筒を添えること。

⑶　申請書を提出する際に納めなければならない手数料の額は、2,450円である。

⑷　この訓練を受ける者が納めなければならない手数料の額は、19,900円である（別途交付する納付書により納付すること。）。

公害等調整委員会公示第四号

公害等調整委員会平成二十八年（フ）第一号なし第三号及び同参加申立事件の審理並びに滋賀県甲賀市信楽町地内の岩石採取計画変更認可処分に対する取消裁定申請事件の審理に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年十月四日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

京都府京都市左京区鹿ケ谷下宮ノ前町二〇番地

裁定申請人　神慈秀明会

代表者　代表役員　小山　弘子

滋賀県甲賀市信楽町田代三二六番地

裁定申請人　有限会社秀明ナチュラルファーム

代表者　代表取締役　佐古　康徳

滋賀県大津市京町四丁目一番一号

処分庁　滋賀県知事

滋賀県大津市浜大津四丁目七番六号

参加人　株式会社山崎砂利商店

代表者　代表取締役　山崎　公信

滋賀県甲賀市水口町水口六〇五三番地

参加人　甲賀市長

滋賀県知事が平成二十八年二月二十五日付けをもって株式会社山崎砂利商店の岩石採取計画変更の認可申請に対してした認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　平成二十八年十月十八日午後四時〇〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

公告

諸事項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成28年９月26日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成28年10月４日

東京法務局長　佐藤　主税

記

氏名　河久津康弘

所属する土地家屋調査士会　東京土地家屋調査士会

登録番号　東京第7044号

事務所の所在地　東京都江戸川区中央一丁目13番16号

違反行為　公正誠実義務違反

国営河南二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営河南二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年10月４日

農林水産大臣　山本　有二

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営河南二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

2　縦覧期間

平成28年10月５日から平成28年11月２日まで

3　縦覧場所

宮城県石巻市、東松島市、遠田郡涌谷町及び同郡美里町各事務所

国営会津北部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営会津北部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。